

道路工事保安施設設置基準（案）

（令和 6 年 2 月
国土交通省道路局国道・技術課）

道路工事保安施設設置基準（案）

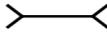
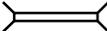
（令和6年2月 道路局国道・技術課）

保安施設の設置目的

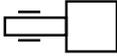
呼 称	適 用 条 件				
	工 種	車 線 数	昼 夜 別	作 業 箇 所	摘 要
A-1型	車道工事	4車線	夜間作業	片側全車線	
A-2	〃	2 〃	〃	〃	
A-3	〃	4車線以上	〃	片側一部車線	
A-4	〃		〃	片側全車線	路面軌道のある場合
B-1	作業休止	4車線以上	昼夜間	〃	
B-2	〃	2車線	〃	〃	
C-1	局部打換 (小規模)	〃	夜間作業	〃	工事箇所が短時間で移動
C-2	カットカバー パッチング等	4車線以上	〃	片側一部車線	〃
D-1	目地シール		昼間作業	片側全車線	〃
D-2	目地シール		〃	片側一部車線	〃
E	レーンマーク 作業		〃	車道区間線	
F-1	路面清掃		夜間作業	車 道	
F-2	路側作業 (機械)		〃	路 側	
F-3	短時間の路側 作業 (人力)		〃	路側・路肩又 は 歩 道	
G	長時間の路側 作業		〃	路 側 歩 道	
H-1	歩道工事	2車線	〃	歩道	
H-2	路肩工事	2車線	〃	路肩	

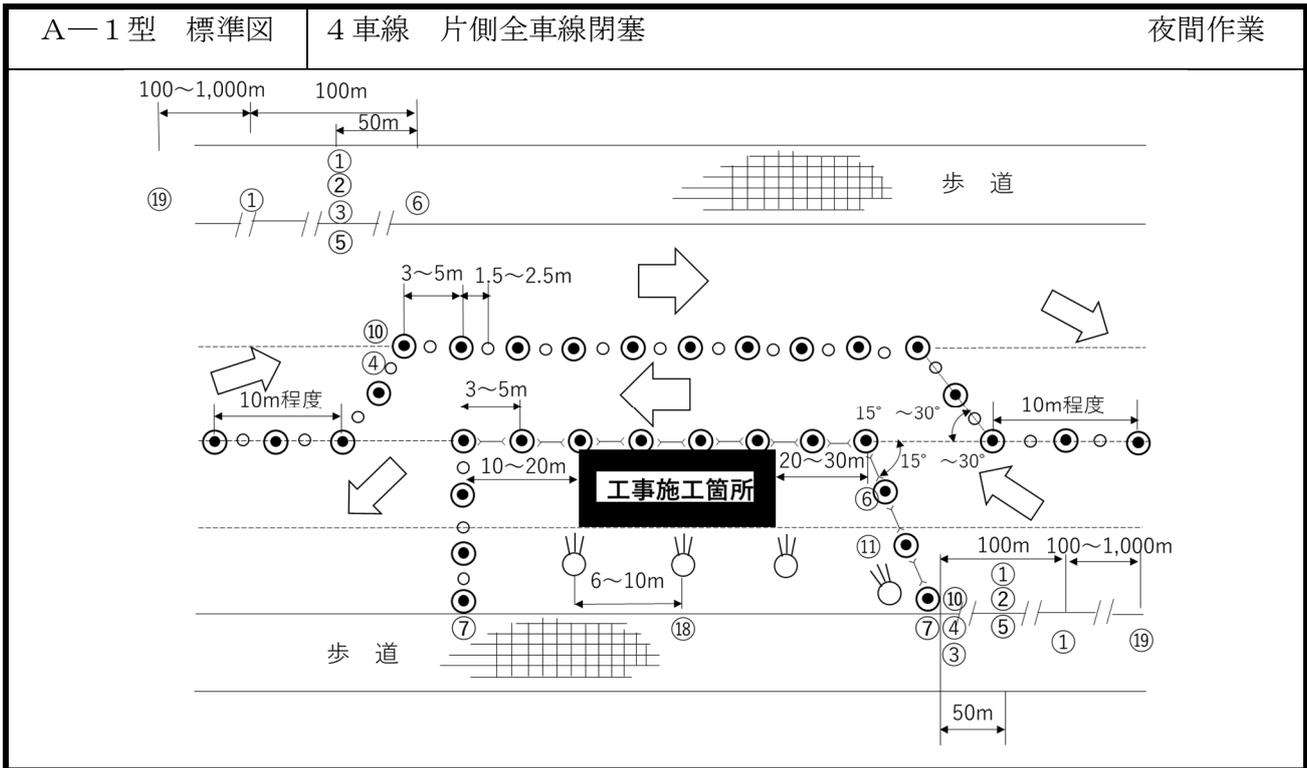
注) 例示のない場合は適用条件の類似のものに準じて処理すること。

保安施設設置標準図一覧表（1／2）

施設	記号	交通～ 誘導	立入防止	場所の 明示予告	交通指導	その他	摘要
照明灯				○			
保安灯		○	○	○			
歩道柵			○	○			
バリケード			○	○			
〃			○	○			砂袋等にて半固定 させたバリケード
セーフティーコーン	○	○		○			
表示板 (工事予告)	①			○			
警戒標識 (211)	②			○			
警戒標識 (212-2)	③			○			
規制標識 (311-E)	④	○			○		
規制標識 (329)	⑤				○		
標示板 (工事中看板)	⑥					○	
工事説明看板	⑦					○	
黄色回転等	⑩			○			
保安要員		○	○		○	○	

保安施設設置標準図一覧表 (2/2)

施設	記号	交通～ 誘導	立入防止	場所の 明示予告	交通指導	その他	摘要
交通整理員		○			○		
作業員(又はこれに代 行するもの)			○				
工事中 (内部照明型)	⑪	○		○	○		
表示板 (工事中)	⑫					○	
表示板 (工事内容)	⑬					○	
表示板 (工事区間終り)	⑭			○			
表示板 (片側交互通行)	⑮			○			
停止位置	⑯	○			○		
歩行者案内	⑰	○		○			
工事情報看板	⑱					○	
工事予告看板	⑲					○	

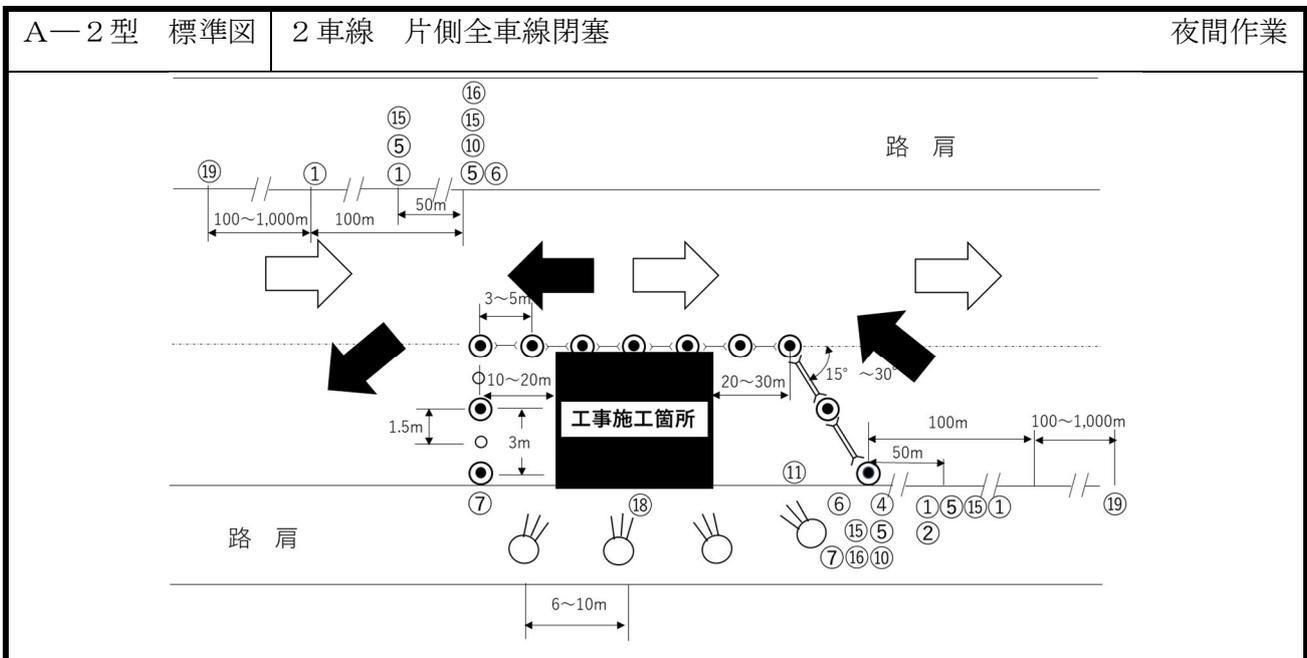


注 (1) ①及び⑱の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。

(2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。

(3) 作業個所が隣接している場合には最初の個所の対面個所に⑥を設置する。

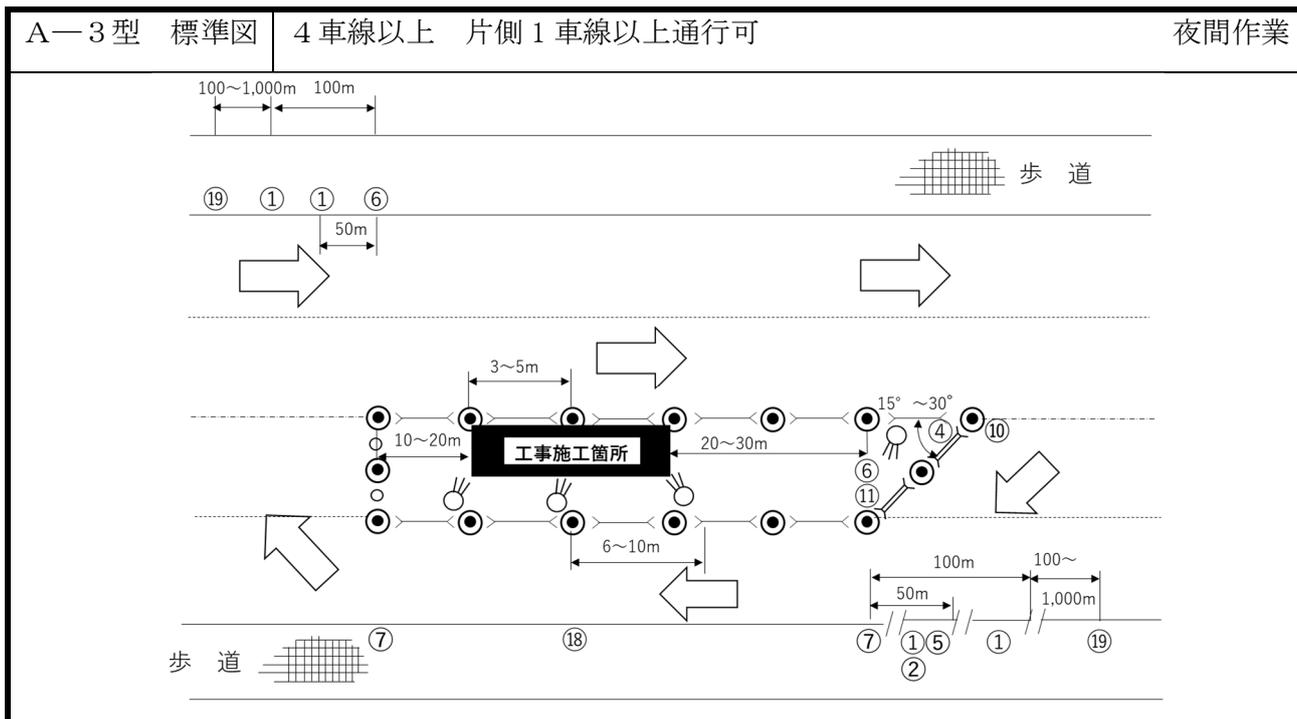
(4) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員を置くこと。



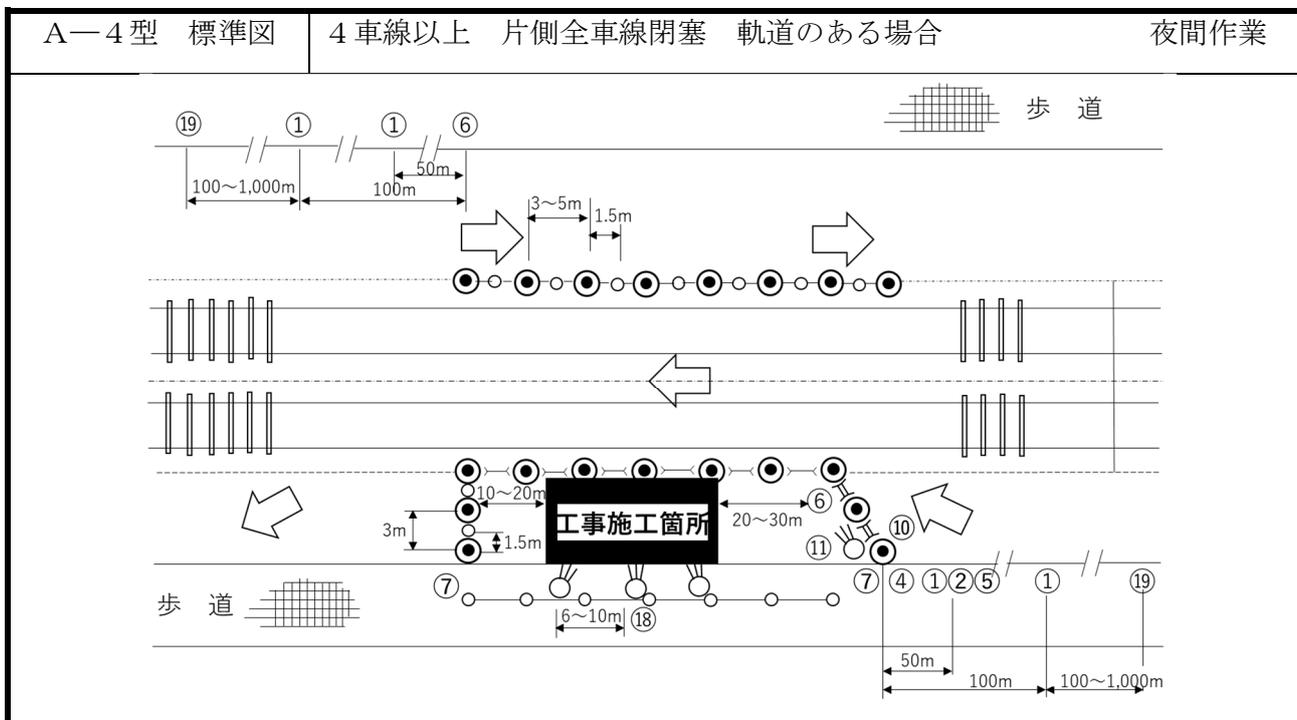
注 (1) ①及び⑱の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。

(2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。

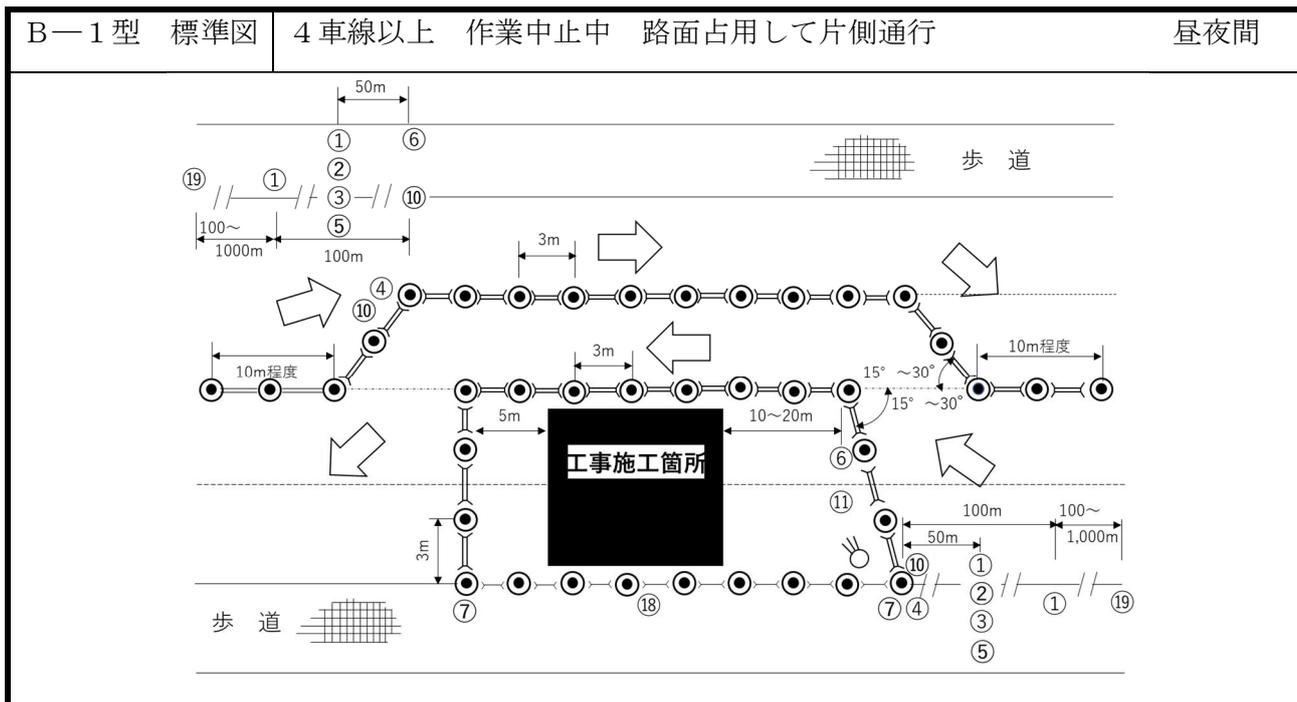
(3) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員、自動信号機もしくは交通誘導システムを置くこと。



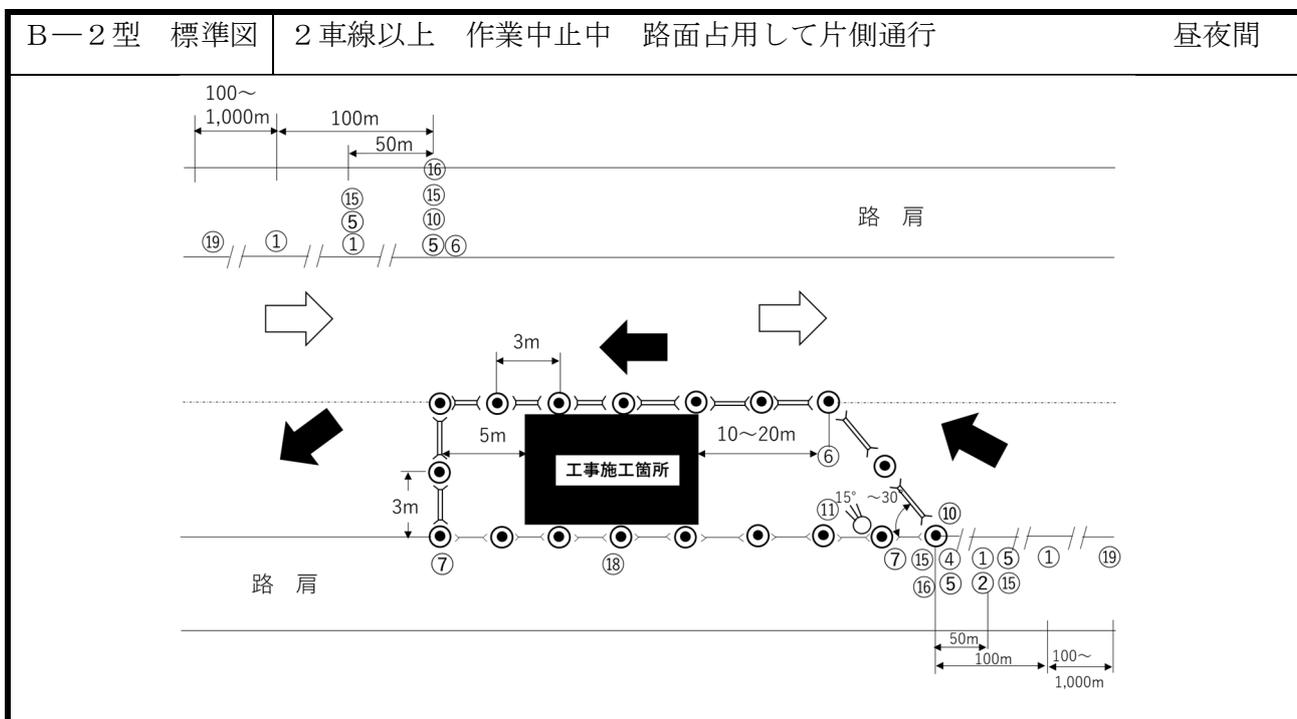
- 注 (1) ①及び⑬の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
- (3) 作業休止のある工事では、休止中はバリケードを半固定式とする。
- (4) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員を置くこと。



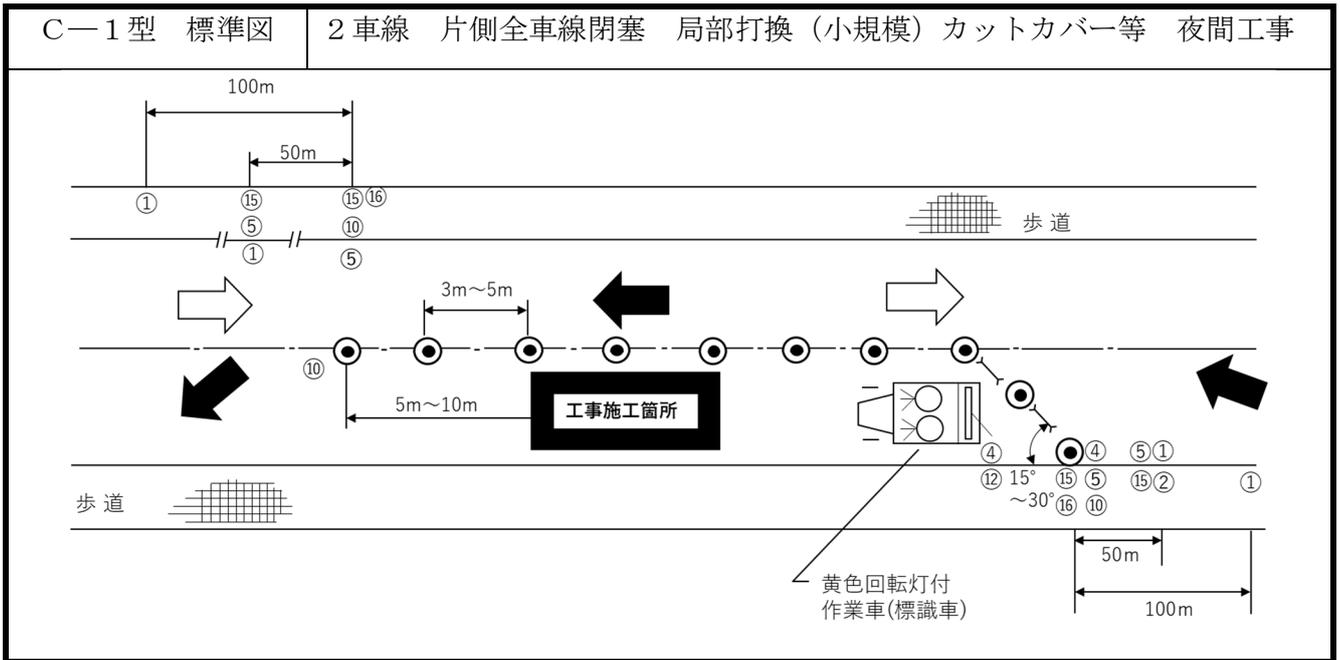
- 注 (1) ①及び⑬の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業は照明灯と保安灯を除く。
- (3) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員を置くこと。



- 注 (1) ①及び⑱の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 歩道に防護柵が設置してある場合は歩道柵は不要。
- (3) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員を置くこと。



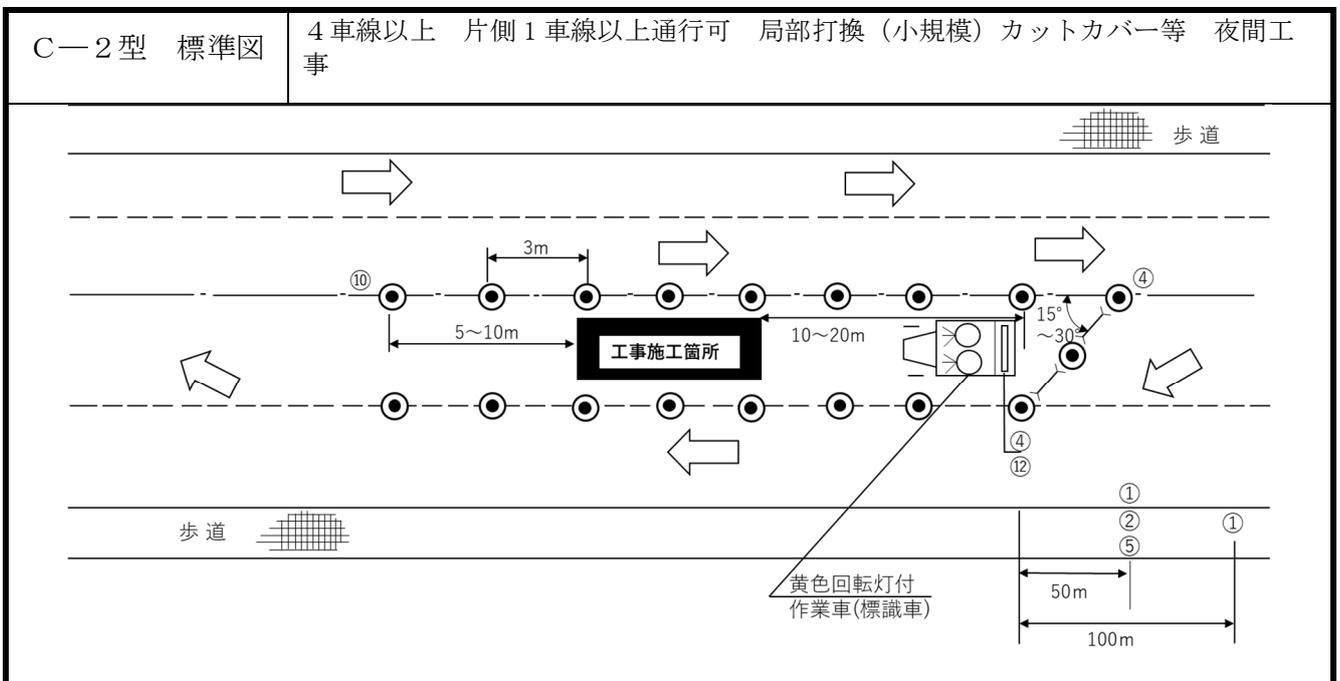
- 注 (1) ①及び⑱の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員、自動信号機もしくは交通誘導システムを置くこと。
- (3) 路肩に歩行者のいないとき、また防護柵が設置してあるときは歩道柵は不要。



注 (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。

(2) 昼間作業は保安灯をセーフティコーンとし照明灯は除くこと。

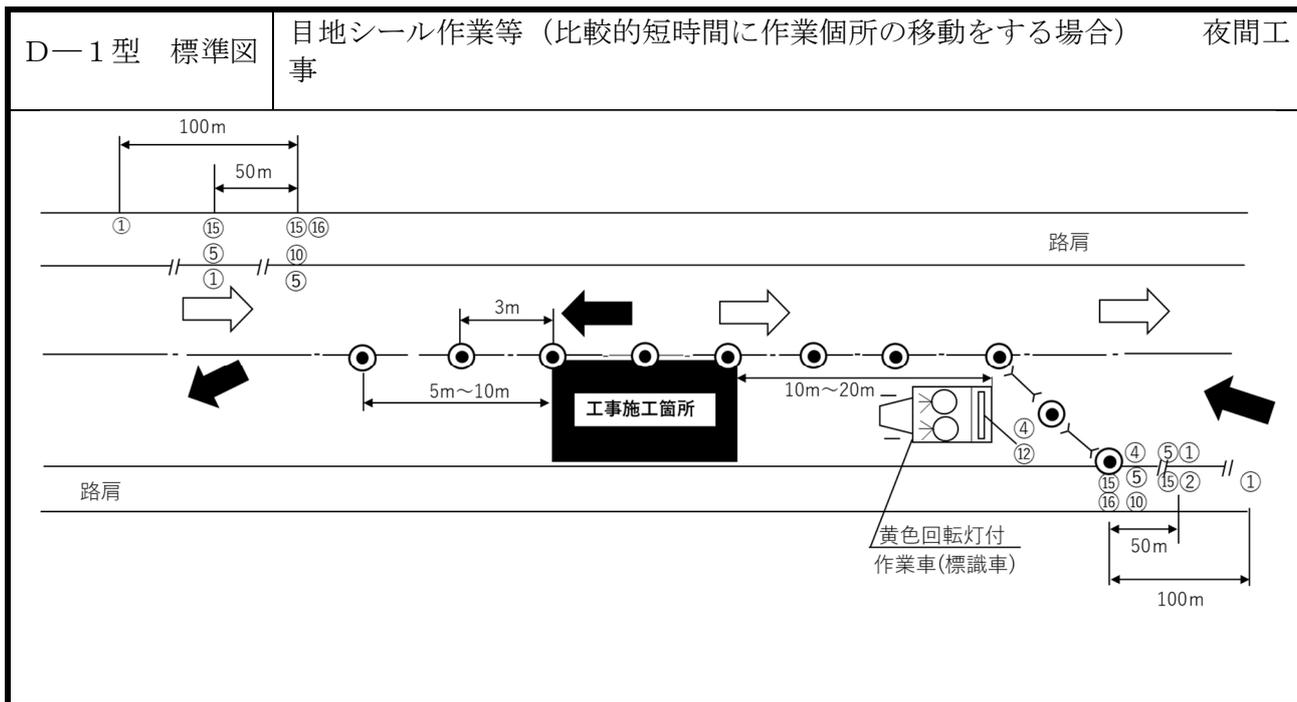
(3) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員、自動信号機もしくは交通誘導システムを置くこと。



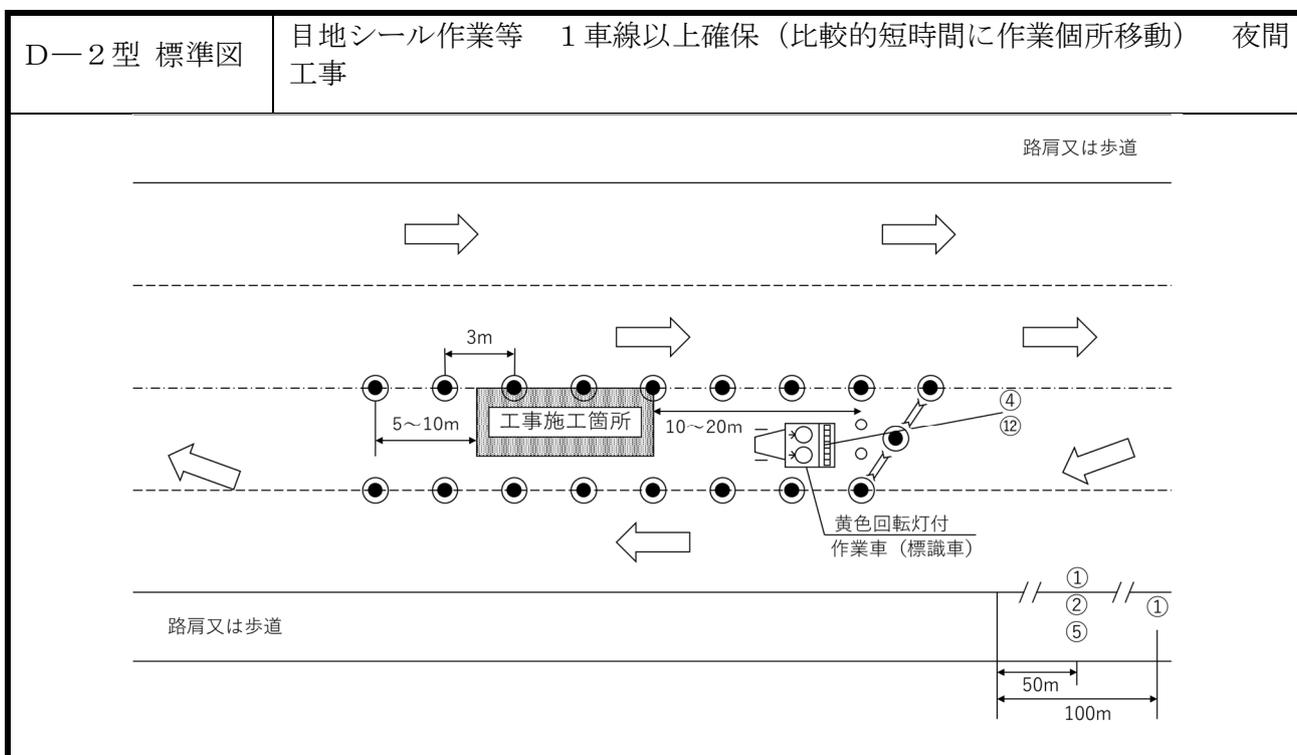
注 (1) ①の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。

(2) 昼間作業は保安灯をセーフティコーンとし照明灯は除くこと。

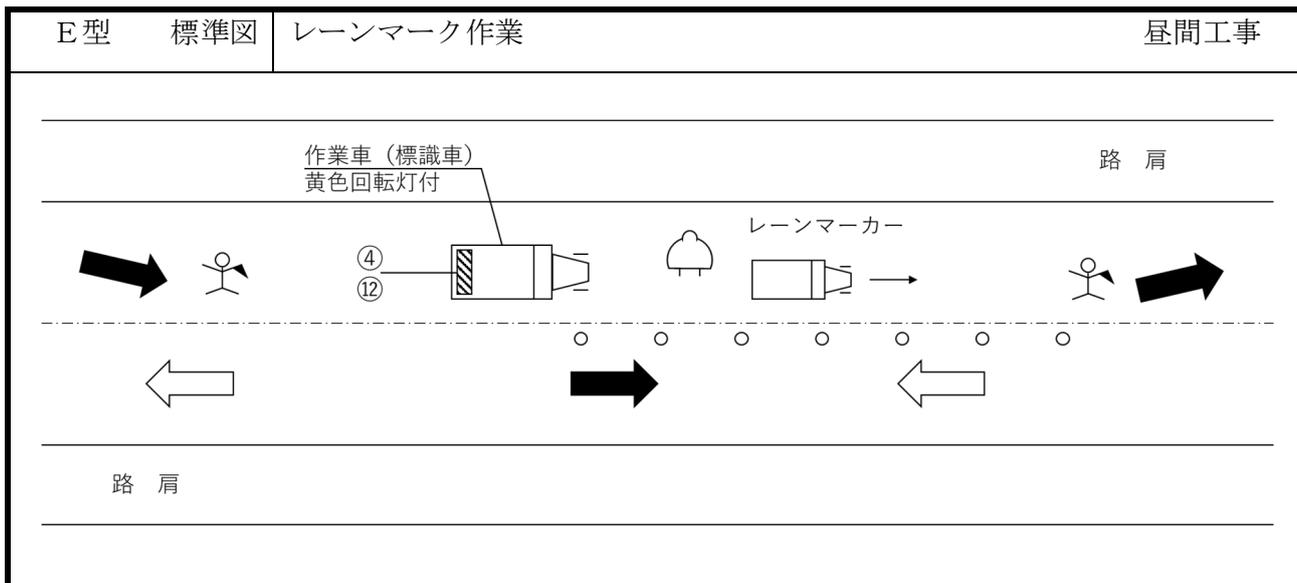
(3) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員を置くこと。



- 注 (1) 路肩に歩行者のある場合には必要に応じ歩道柵を設けること。
- (2) 昼間作業は保安灯をセーフティコーンとし照明灯は除くこと。
- (3) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員もしくは自動信号機を置くこと。

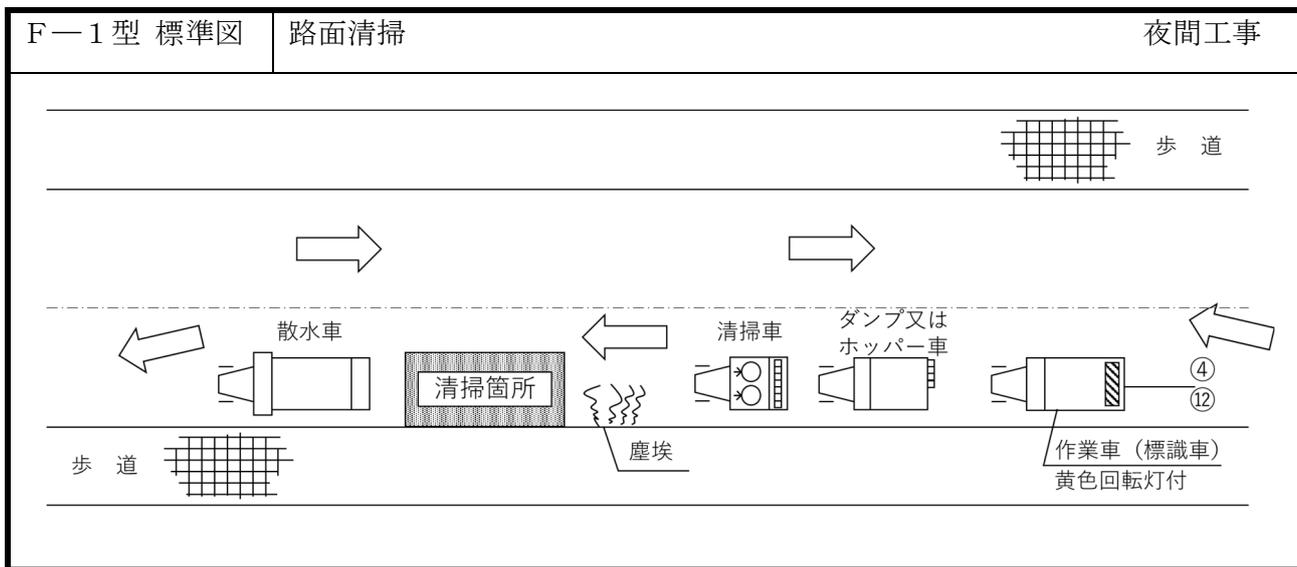


- 注 (1) 昼間作業は保安灯をセーフティコーンとし照明灯は除くこと。
- (2) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員を置くこと。



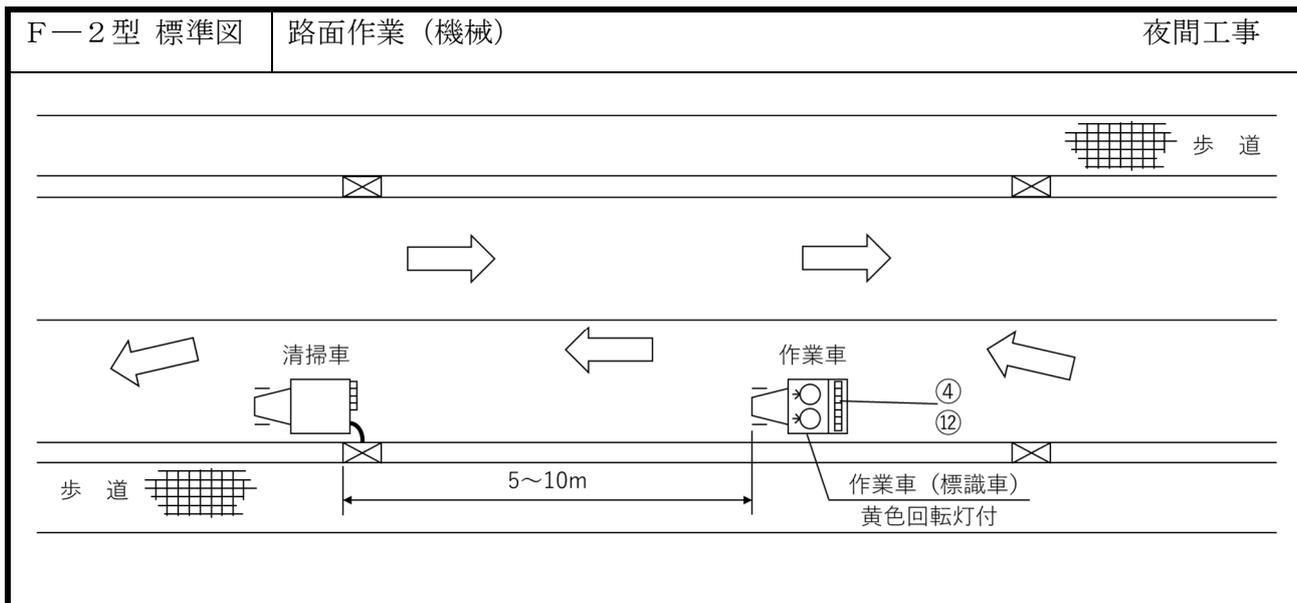
注 (1) 作業実施には、防護用に作業車を使用する。

(2) 工事区間長および交通量に応じて、適宜交通整理員を置くこと。

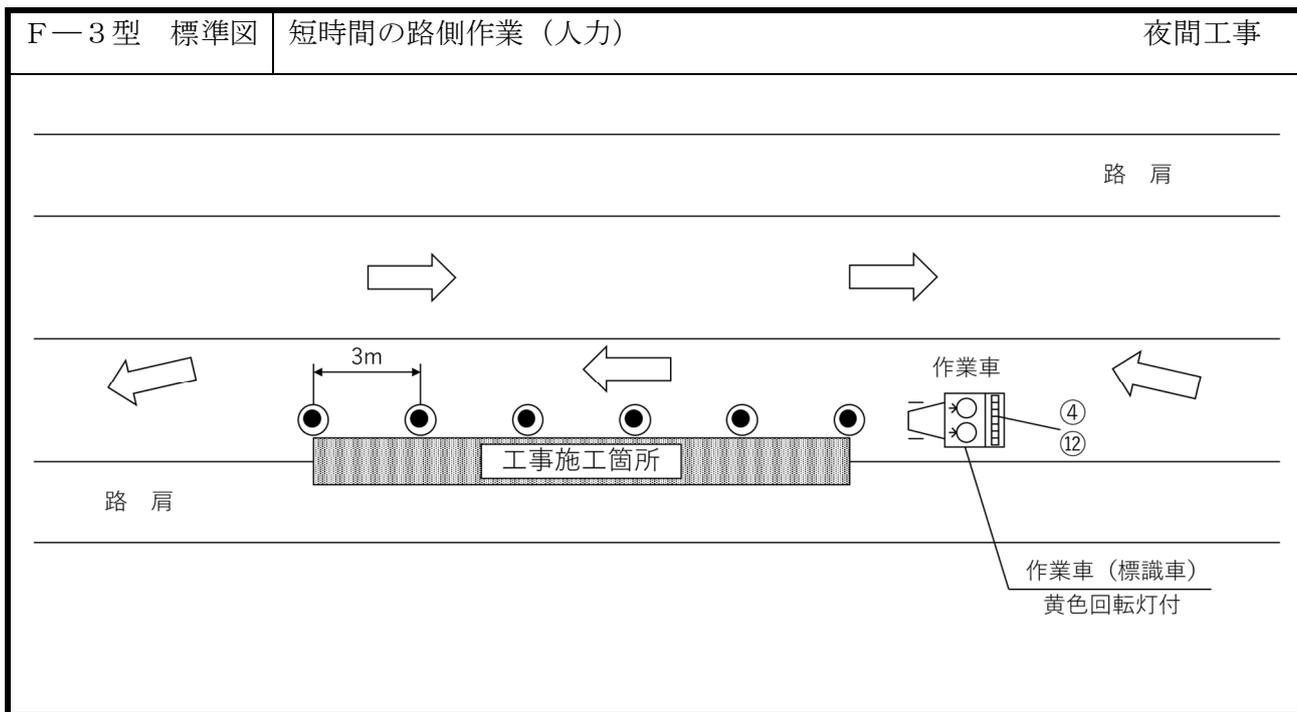


注 (1) 昼間作業は清掃車の上の照明灯は除く。

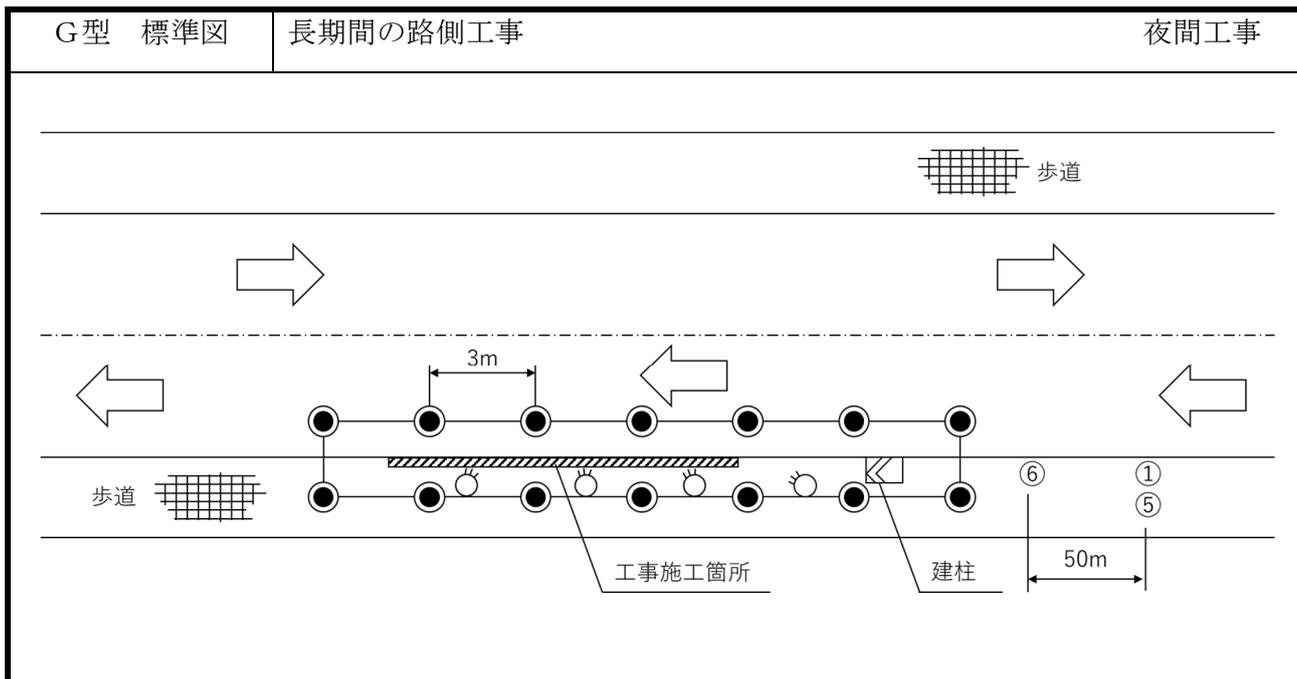
(2) 必要に応じ交通誘導員を置くこと。



- 注 (1) 昼間作業は作業車の上の照明灯は除く。
 (2) 必要に応じ交通誘導員を置くこと。

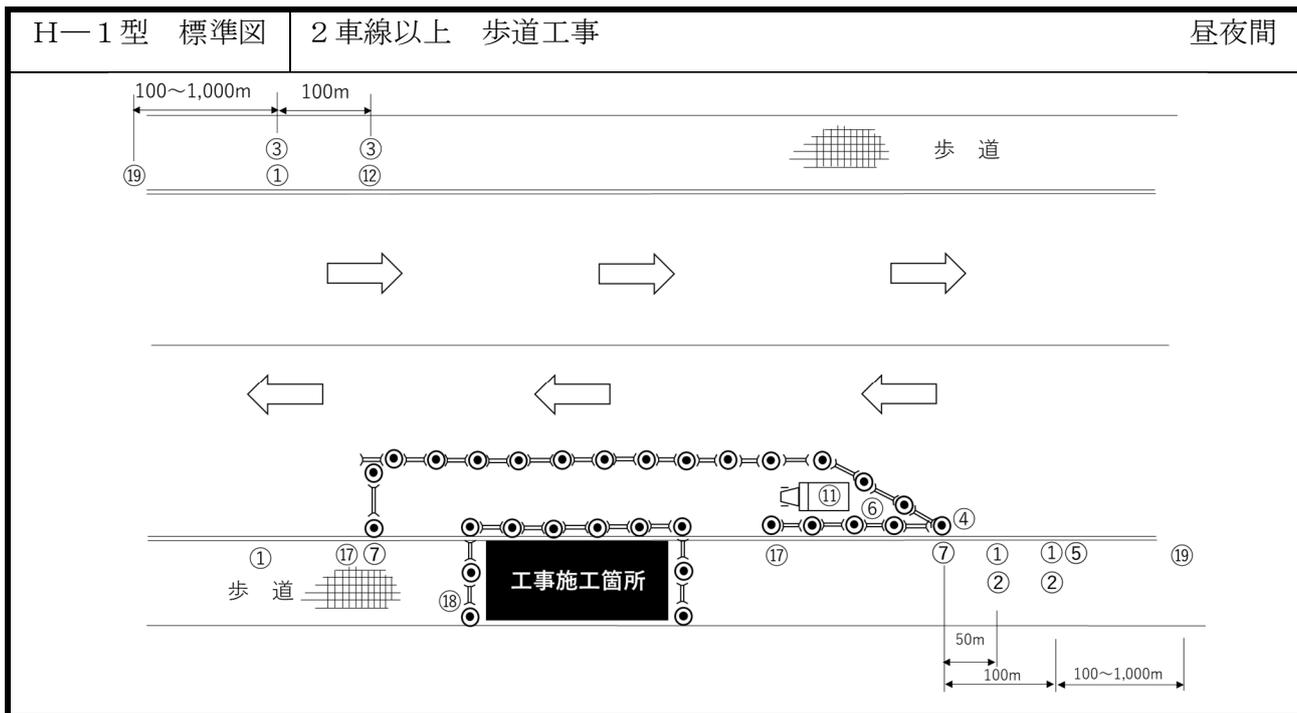


- 注 (1) 路肩に歩行者のある場合には必要に応じ歩道柵を設けること。
 (2) 昼間作業は保安灯をセーフティーコーンとする。
 (3) 必要に応じ交通誘導員を置くこと。

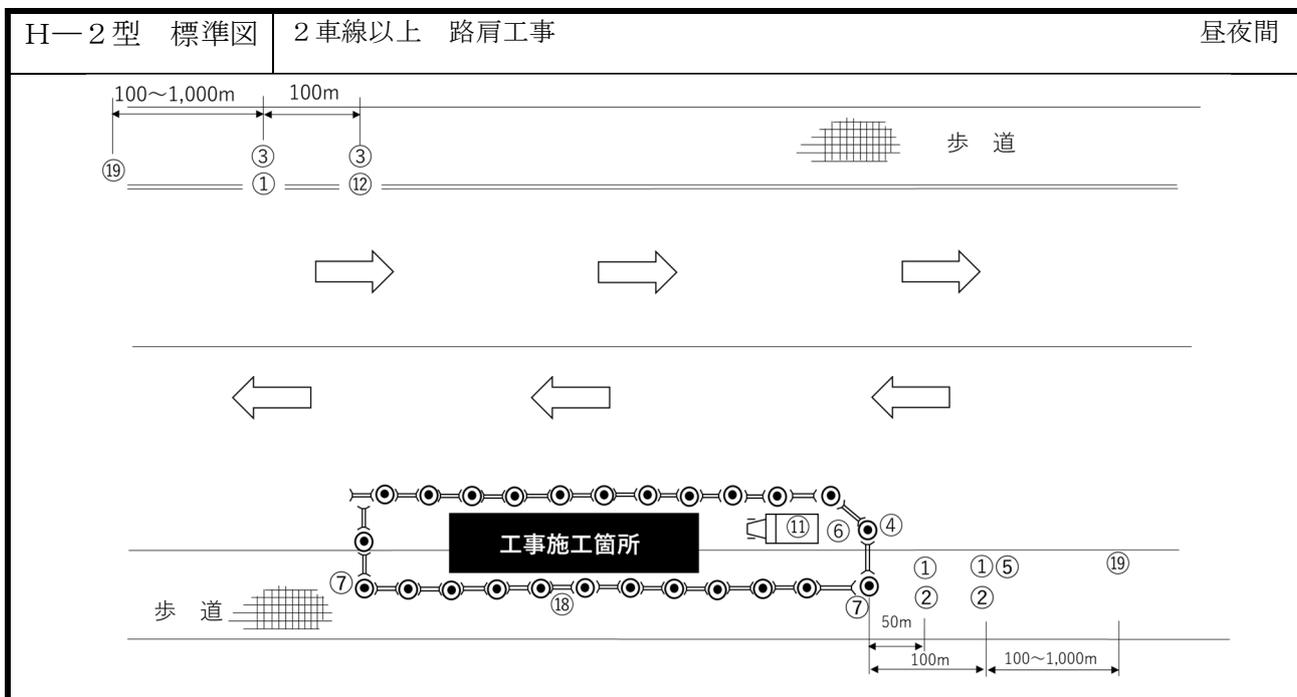


注 (1) 昼間作業は保安灯をセーフティコーンとする。

(2) 必要に応じ交通誘導員を置くこと。



- 注 (1) ①及び⑱の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業の場合は、⑪を④⑫に変更することができる。
- (3) 必要に応じ交通誘導員を置くこと。



- 注 (1) ①及び⑱の設置数、距離については、交通量その他、現地の状況によって定めること。
- (2) 昼間作業の場合は、⑪を④⑫に変更することができる。
- (3) 必要に応じ交通誘導員を置くこと。

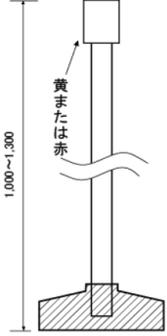
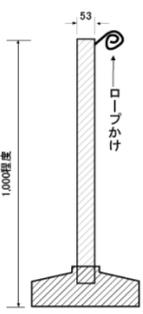
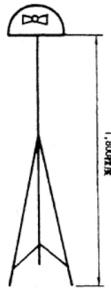
保安施設標準様式図

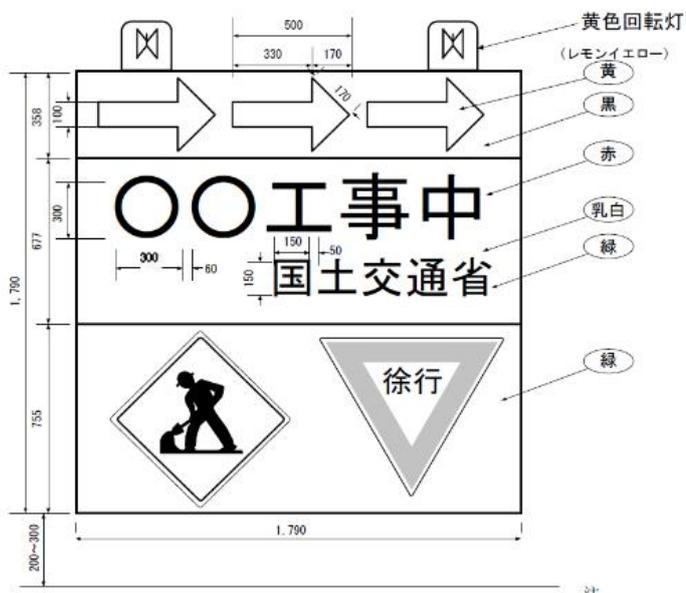
番号	1	2	3
記号	①	②	③
様式 および 標準寸法 (単位 mm)		<p style="text-align: center;">警戒標識 (211)</p>	<p style="text-align: center;">警戒標識 (212-2)</p>
注	<p>(1) 50m先、100m先 100～500m先を現場の状況に応じて使用する。</p> <p>(2) 高輝度反射式とする。</p> <p>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 実際の規制に合わせた図とする。</p> <p>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>拡大率 1.6 倍を標準とするが、場所によって 1 倍または 1.3 倍を用いることができる。</p>

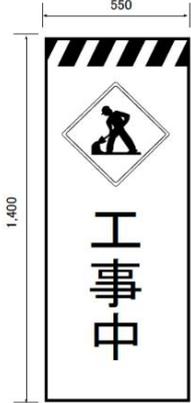
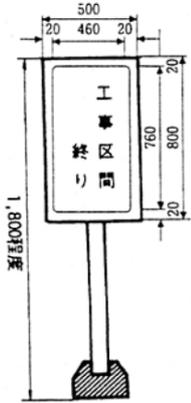
番号	4	5
記号	④	⑤
様式 および 標準寸法 (単位 mm)	<p style="text-align: center;">規制標識 (311-E)</p>	<p style="text-align: center;">規制標識 (329)</p>
注	<p>(1) 拡大率 1.5 倍を標準とするが場所によって 1 倍または 1.3 倍を用いることができる。</p> <p>(2) 夜間は内部照明とする。</p> <p>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

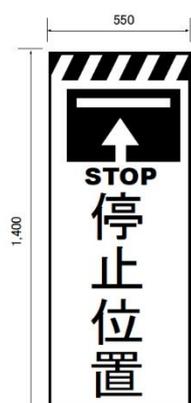
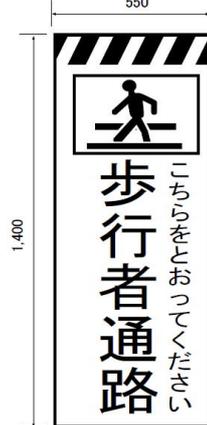
番 号	6
記 号	⑥
様 式 および 標準寸法 (単位mm)	
注	<p>(1) 色彩は、「ご協力をお願いします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 縁の余白は、2 cm縁線の太さは1 cm区画線の太さは、0.5 cmとする。</p> <p>(3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。</p> <p>(4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。</p> <p>(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

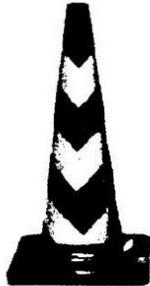
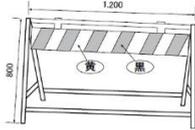
番 号	7
記 号	⑦
様 式 および 標準寸法 (単位:mm)	
注	<p>(1) 色彩は「ご協力をお願いします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を掲示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

番 号	8	9	10
記 号	◎		⑩
様 式 および 標準寸法 (単位mm)			
注	(1) 転倒しないように留意して設置すること	(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。 (2) ロープの外径は12mm以上とする。 (3) 柱間隔は約5mとする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 視認距離200m以上の効果をもつ黄色回転灯とする。

番 号	11
記 号	⑪
様 式 および 標準寸法 (単位mm)	 <p style="text-align: right;">注</p>
注	(1) 内部照明とし矢印は順次点滅させる。 (2) 警戒標識、規制標識は1.0倍とする。 (3) 「〇〇工事中」には「舗装工事中」、「共同溝工事中」等と記載し、「道路工事中」とは記載しない。

番 号	1 2	1 3	1 4
記 号	⑫	⑬	⑭
様 式 および 標準寸法 (単位 mm)			
注	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 字体はゴシック体とし、文字および縁線は白色スコッチライト、地は青色とする。 (2) 作業中は表面を、通常は裏面を標示する。	(1) 一字体の大きさは150 mmとし、字体はゴシック体とする。 文字および縁線は白色スコッチライト、地は青色とする。

番 号	1 5	1 6	1 7
記 号	⑮	⑯	⑰
様 式 および 標準寸法 (単位 mm)			
注	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 路面に停止線を設ける。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 路面に停止線を設ける。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。	(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。

番 号	2 0	2 1
記 号	○	↔
様 式 および 標準寸法 (単位 mm)	<p>高さ700</p> 	
注	<p>(1) ラバー製、反射式（夜光）。</p> <p>(2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>